

00081

1 昭和30年2月28日 月曜日 島 取 県 公 報 (号外) 第18号

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◆監査公告 昭和二十八年度に係る「土木部各課」の定期監査の結果公表

目 次

公 告

◆鳥取県監査公告第百十七号

地方自治法第百十九条の規定に基き、昭和二十八年度に係る「土木部各課」の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十年二月二十八日

管 理 課

監査箇所	鳥取県監査委員 加藤 定治
管理課	同 角田 健太郎
道路課	昭和二十九年十月十一日
河港課	同 同
砂防課	年十月十二日
建築課	同 同 年十月十三日

昭和二十九年十月十一日監査

監査委員	岸本 政嘉
同	木南 貞治
同	角田 健太郎

一、各年災害復旧工事の進捗は概して不振である。未施工個所は年々被害を受けるので早期復旧が望ましい。

工事費前金払の状況			
土木関係	二三件	二一、四八一、〇〇〇	
建築関係	一一件	一七、八八五、〇〇〇	
計	三四件	三九、三六六、〇〇〇	

四、建設工事施工に伴う土地の所有権移転登記事務の処理は各土木出張所に専任職員を配置しているが、滞滯となつてゐるので指導督励に留意されたい。

五、経理出納、その他事務の処理は適正と認めた。

道路課

昭和二十九年十一月十一日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	角 田 健太郎

監査概況

一本年度施工の公共事業の中、主要路線に対する道路改良、橋梁架換工事は道路二四ヶ所（延長九、八一〇

米）、橋梁八ヶ所（延長三四八米）であつて県下の道路改修率は約一七%程度で全国平均の約半分である。これが改良による整備と木橋の架換及び永久橋化については過去においてしばしば指摘したのであるが、根本的対策を樹立し計画的、強力に実施されたい。

二、昭和二十八年度における道路橋梁維持修繕はその財源に臨時道路補修税を新設し、これが充当額二千五百万元、起債九十万円、計二千五百九十万円の単県事業と、災害特別措置法に基く道路特別修繕事業費一千四百二十万円をもつて実施しているが二十九年度以降における、これらの維持修繕費については財政事情もあるが格別重視し配慮されたい。

三、道路補修機械整備事業として七百六十万円をもつて

グレーダー二台導入している。各土木出張所共最少限度の建設機械を整備しこれが効率的利用に努力していることは結構であるが、これら折角の機械を最大限にしかも有効に稼動させるため運転技術職員の配置につ

また工事の施工が年度末に偏する傾向が強く工事の施工に無理を生じ種々考究すべき問題が多いので、特定財源の確保をまつて施工しているのは財政事情よりして了解できるけれども、国庫負担金、起債等の早期確保に一層努力するとともに、折衝によつて確實な見透しあるものについては確定前早期に着手せしめるよう措置すべきものと認めた。

二、建設業の健全な発達と工事の適正な施工を期するため、建設工事施工規則を設け、適切な運営に努力しているが、未だなお不十分な点が認められる。例えば登録関係諸届の勧行、或いは諸負契約に違背するものに

金融機関名	請負金額	件数	委任額
山陰合同銀行	三三、九四七、〇〇〇円	一四	一八、五七八、〇〇〇円
鳥取銀行	四三、七五〇、〇〇〇	一二	一一、〇八九、五〇〇
商工中央金庫	五一〇、〇〇〇	一	五一〇、〇〇〇
計	七八、二〇七、〇〇〇	二七	三〇、一七七、五〇〇

対する指導監督等留意すべきものがある。また請負入札制度の公正なる運用等についても啓蒙の立法主旨の普及徹底をはかるべきである。なお業者の指名等については遺憾のないよう特に慎重を期されたい。

三、建設業界の育成助長策の一環として工事金融資にて契約証明の措置をとり更に本年度より保証事業法を運用する等工事費の前金払制度を採用し円滑を期していることは結構である。

昭和二十八年度中ににおける融資金代理受領の状況を示せば次の通りである。

いても考慮が必要である。例えば根雨土木出張所のように乗用者、トラック、グレーダー、クラシヤー等六台整備しているが、運転手は僅か三名で、しかもこの内二名は臨時の雇傭職員であるといつた状況である。

四、經理出納事務は適正と認めたが、道路損傷負担金過年度分未収金一百三十一万余円の処理については速急に解決すべきである。

河港課

昭和二十九年十月十二日監査

監査委員 岸本 政嘉	同 木南 貞治
同 角田 健太郎	

監査概況

一、本年度施行に係る河川工事の主なるものは、中小河川改良工事、七河川、河川局部改修工事、一四河川と災害助成工事、一河川でその総工費九千六百四十万円でいづれも計画通り施工しているが、このほか各年災

害復旧費は総事業費の大半を占め、しかも原形復旧を原則としている実情にあるので治水対策、特に災害未然防止については財源確保に一層努力し計画的に推進するよう配意を望む。

二、河川港湾工事は、施工時期の如何により経済効果及び工事の成績に影響を及ぼすものであるが、公共事業の認証、国庫補助が比較的に早く確定されても、その裏付けとなる起債等財源の見透しが困難のため工事の適期を失するものがあるので、これらの措置については、工事の着手計画、資金計画等関係部課と一層緊密な連携いを図り工事の早期施工に努力すべきである。この点財務当局においても充分分配慮すべきである。

三、河川、港湾、各種工事について本年度から工事箇所別工程表を徴し、工事の出来高二〇%前後において中間検査方式を実施し工事の適正施工に意を用い検査、監督の厳格を期していくが、第一線現場監督の手不足

の折適切なる措置である。今後一層努力を望む。

四、港湾修築工事は時期の適否に工事進捗が左右されることは論ずるまでもなく、延いては出来形においても粗悪粗漏に陥るので適期に施工するよう努力が緊要である。即ち鳥取港浚築工事の如きは年度当初内定を受けながら十二月波浪のはげしい季に契約を締結し後日設計変更により岩盤堀鑿を起工せしめていたため年度内に完成していない、これらは財源的関係もあつたことと思われるが早期に手段を講すべきである。

五、經理出納事務は適正と認めた。

砂防課

昭和二十九年十月十二日監査

監査委員 岸本 政嘉	同 木南 貞治
同 角田 健太郎	

監査概況

一、本年度における通常砂防工事は県下四九溪流に堰堤工四二ヶ所、床固工二二ヶ所、護岸工八ヶ所、堀さく工一ヶ所、総事業費一億四千六百二十五万円(内国庫補助九千七百五十万円、県債四千八百七十五万円)で施工している。実施認可申請の六十七%に過ぎないけれども年々実施率が向上しており結構である。なお昭和三十年度以降の全体計画は溪流数二六四に対し堰堤九五一基、床固一〇六基、帶土四八二基、護岸延長二三五杆で事業費八十五億円を見込んでいるが、地理的悪条件により年々多大の災害を蒙つてゐる。本県の実情にかんがみ中央との連絡を一層緊密にし治水対策に万全を期するよう努力された。

二、幡郷県営発電事業は概ね順調に操業を続け発電目標に対し、一、〇七八、七〇〇キロワット超過している。しかし短時日とはいえ水路決済により操業中止に至つたことは遺憾であつたので維持管理に一層留意されたいが特に建設工事については今後慎重を期すべきものと認めた。なお発電料金改訂について考究努力さ

れたい。

一、神の倉発電建設事業は総事業費十億四千二百二十六万一千円（内公共事業二千七百七十六万一千円）で計画し昭和二十八年度より着工すべく準備したが起債の関係で事業を繰延し、本年度は調査及び附帯工事の一部（索道工事水没地付番道工事営林署の林道）を砂防事業費（九百三十万円）発電事業費（赤字線上充用一千三百万円）をもつて実施している。土地その他保証関係で未解決のものが早期に処理されたい。なお発電計画審議会において第一発電のみ認められているようであるが第一発電も効果的に不可欠であり計画の完遂につき関係方面に対し強力に折衝することが緊要と認めた。

四、農産漁村電氣導入促進法による町村団体施行計画による小水力発電所建設は二十八年度二ヶ所（年度末現在六ヶ所）実施しこれが事業計画並びに現場指導に当つているが町村は事業財源をすべて起債に求め資金操

作に苦慮しているので、事業の円滑なる推進につき助長援助が必要と認めた。

五、出納經理、その他一般事務の処理は適正と認めた。

建築課

昭和二十九年十月三日監査

監査委員 岸本政嘉

同 木南貞治

同 角田健太郎

監査概況

一、建築指導は、建築基準法の施行、防火建築等の指定及び助成建築士及び建築代理士等に関する業務を行つてゐるが、経費は殆ど特定財源で活動経費僅少にもかわらず確認、審査、及び検査取締に努力し適切に運営しているものと認めた。しかしながら当課が実施した実地検査の結果から見て、一層積極的に啓蒙指導し違反の一掃を期する要があると認めるので一層努力されたい。

四、經理その他の事務は概ね適正と認めたが、科目更正が多いので計画執行に一層留意されたい。なお県営住宅台帳を整備し、貸与その他管理の状況を詳細に記録し、常時その経過を明確にすべきである。

二、住宅対策は国の施策として推進されているが、県の住宅事情、特に世帯数の増加に反し借家が減少し、住宅不足は約一万四千戸と推定される現状にかんがみ、県として更に綿密調査し公営住宅の急速な充足に一層努力すべきである。昭和二十八年度施工の県営住宅は一般公営住宅及び災害復旧公営住宅を合し鳥取市に特別耐火構造二〇戸を概ね計画通り施工しているが、一部土地代金を繰延し、単独県費による計画分は不執行としている。

三、各部局より執行を委任される各種建築、營繕工事は年度末近くに至つて一時に委託されるため、工期が短く年度内に完成しないものが多く、事務処理に考究の余地が多い。各種工事の遅延防止については、各部局及び出先機関の定期監査或いは工事実地監査の際その欠陥、是正策等につき強く指摘し詳細に報告した通り当局は根本的に改革すべきである。